

# 京都市立総合支援学校 PTA連絡協議会学習会

司法書士さんに聞く 今知りたい！！  
わが子に必要な諸手続き！

# はじめに

## ▶ 司法書士って何する人？

司法→裁判所、法務局

書士→書類を作る人

## Cf 行政書士

行政（市役所等）へ提出する書類を作成する人

※ 税金 → 税理士

年金 → 社会保険労務士

# 今日のお話

- ▶ 18歳成人の影響
- ▶ 親なき後に備えて

# 18歳成人

▶ 令和4年4月1日から

**成年（人）年齢が18歳に**

→ 令和4年4月1日時点で18歳、19歳  
の人全員が成人することに

# 1 8歳成人で何が変わるか

▶ 飲酒、喫煙、公営ギャンブル ×

▶ 18歳選挙権

→既に平成28年施行済み

(養育費は?)

# 1 8歳成人で何が変わるか

- ▶ 一人で有効な契約をすることができる。  
⇔未成年者の場合は父母の同意が必要  
(同意ない契約は取り消し可能)
- ▶ 父母の親権がなくなる

# 親権とは

- ▶ 養育監護する
- ▶ 財産の管理を行う
- ▶ 子を代理して法律行為を行う

# 親権がなくなるとは

- ▶ 養育監護する
  - 義務的な側面が大きいので変化はあまりない
- ▶ 財産の管理を行う
  - 預貯金の管理等は窓口対応が必要なものの以外  
（定期預金の解約等）は、事実上可能
- ▶ 子を代理して法律行為を行う
  - 出来なくなってしまう

# 親権がなくなるとは

- ▶ 事実上の行為はできる。
- ▶ 公的な行為については制約が生じる。
- ▶ 子の行った行為を取り消すことができない。
  - ・ 消費者金融で借金をしてきた
  - ・ 高額なものの購入してきた

# 子の代わりにできなくなること

- ▶ 遺産分割協議等の相続手続き
- ▶ 定期預金契約の締結、解約
- ▶ お子さん名義の預金通帳の作成
- ▶ 任意後見契約の締結

# 親権にかわるものは？

- ▶ 成年後見制度
  - 法定後見制度（後見・保佐・補助）
  - 任意後見制度

# 法定後見制度

|                             | 補助              | 保佐                                         | 後見                  |
|-----------------------------|-----------------|--------------------------------------------|---------------------|
| 対象となる方                      | 判断能力が不十分な方      | 判断能力が著しく不十分な方                              | 判断能力が欠けているのが通常の状態の方 |
| 成年後見人等が同意<br>又は取り消すことができる行為 | 申立てにより裁判所が定める行為 | 借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為 | 原則としてすべての法律行為       |
| 成年後見人等が代理<br>することができる行為     | 申立てにより裁判所が定める行為 | 申立てにより裁判所が定める行為                            | 原則としてすべての法律行為       |

# 法定後見制度のメリット

- ▶ お子さんの判断能力に応じた支援が受けられる
- ▶ 親権が無くなったことの不利益が減る  
(相続手続き、不動産の売却等)
- ▶ 第三者に後見人等をまかせると負担が減る

# 法定後見制度のデメリット

- ▶ 費用がかかる  
(後見人の報酬等)
- ▶ 融通が利かない  
(本人の生活や健康を維持する出費以外不可)
- ▶ 後見人等を自由には選べない  
(候補者は指定できるがその通りになるかは不明)
- ▶ お子さんが亡くなるまで一生続く

# 任意後見制度

- ▶ 任意後見制度とは  
あらかじめ、本人（本人が未成年なら親権者）が  
自ら選んだ人（任意後見人）に、判断が不十分になっ  
たときに、代わりにしてもらいたいことを契約（任意  
後見契約）で決めておく制度

# 任意後見制度

- ▶ 後見人の指定ができる。
- ▶ やってもらいたいことを自由に決められる。
- ▶ ただし、取消権がない。

# いつから後見人になる？

- ① 判断能力が不十分  
+
- ② 任意後見監督人を選任  
(家庭裁判所に申立)

# 任意後見監督人

- ▶ 基本的に第三者（弁護士、司法書士等）
- ▶ 任意後見人を監督（家庭裁判所に報告）  
→ 自由が制限される可能性
- ▶ 報酬が発生

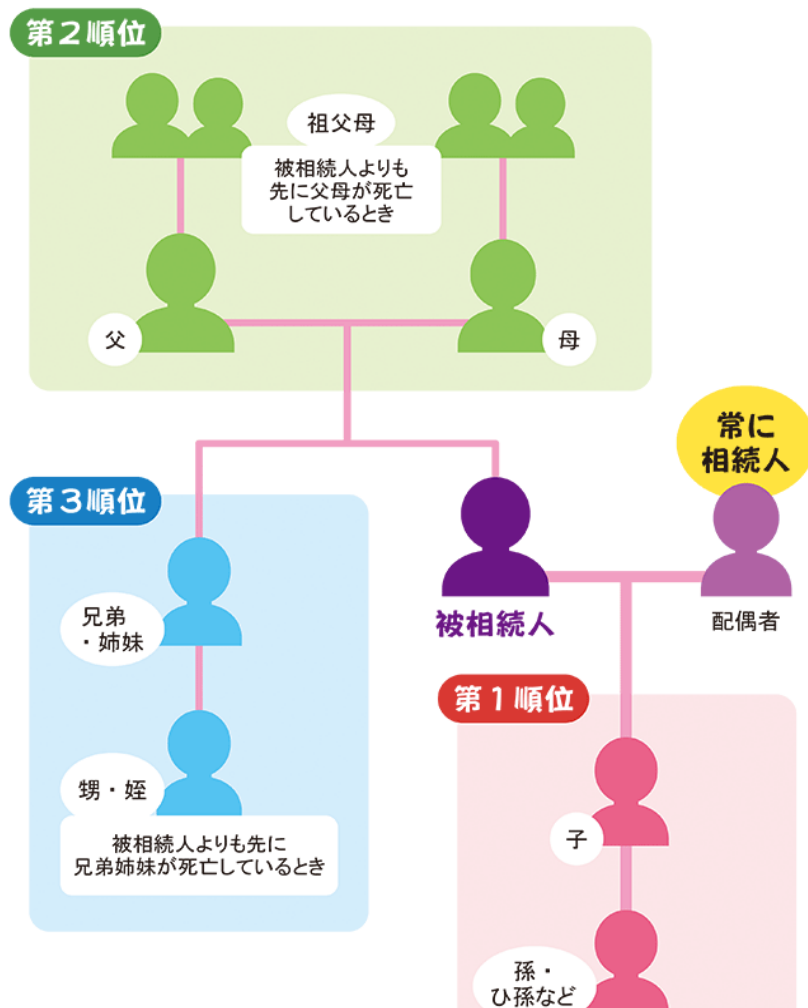
# 後見人（法定・任意）をつけるべきか （個人的な意見）

- ▶ 一人で契約し、トラブルが予想される場合  
→法定後見を検討すべき
- ▶ 一人で契約等をする可能性が低い場合  
→出来るだけ後見等を先延ばしにする
- ▶ 任意後見  
→メリットを感じる方が検討

# 親なき後に備えて

- ▶ 一般的な相続に関するお話
- ▶ 相続等の対策としての諸制度

# 相続人の範囲



政府広報オンライン より

# 法定相続割合

| 相続人      | 相続する割合                   |
|----------|--------------------------|
| 配偶者のみ    | 配偶者100%                  |
| 配偶者と子    | 配偶者2分の1<br>子(全員で)2分の1    |
| 配偶者と父母   | 配偶者3分の2<br>父母(全員で)3分の1   |
| 配偶者と兄弟姉妹 | 配偶者4分の3<br>兄弟姉妹(全員で)4分の1 |

政府広報オンライン より

ただし、当事者で上記割合と違う割合で相続する旨の  
遺産分割協議を行うことは可能です。

具体例：夫 死亡  
相続人 妻 子ども2人

▶ 法定相続

妻 2分の1

子ども 4分の1ずつ

▶ 遺産分割

妻 単独など自由

(ただし、判断能力が必要)

# 遺産分割協議

▶ お子さんに判断能力がない場合

①法定相続どおり



判断能力のないお子さんが名義人となる  
(売却等の場合に後見人が必要)

②後見人等を選任

(遺産分割内容については自由とはいかない)

# 遺言

- ① 自筆証書遺言
- ② 公正証書遺言

# 自筆証書遺言のメリット

- ① 費用がかからない
- ② 手軽に作成できる
- ③ 遺言の内容を誰にも知られず作成できる

# 自筆証書遺言のデメリット

- ① 全て自筆で記載する必要（財産目録を除く）
- ② 訂正方法など厳格な決まりがある  
→無効となる可能性がある
- ③ 家庭裁判所の検認が必要  
（法務局の保管制度あり）

# 公正証書遺言のメリット

- ① 遺言の有効性に争いが少ない
- ② 家庭裁判所の検認手続不要

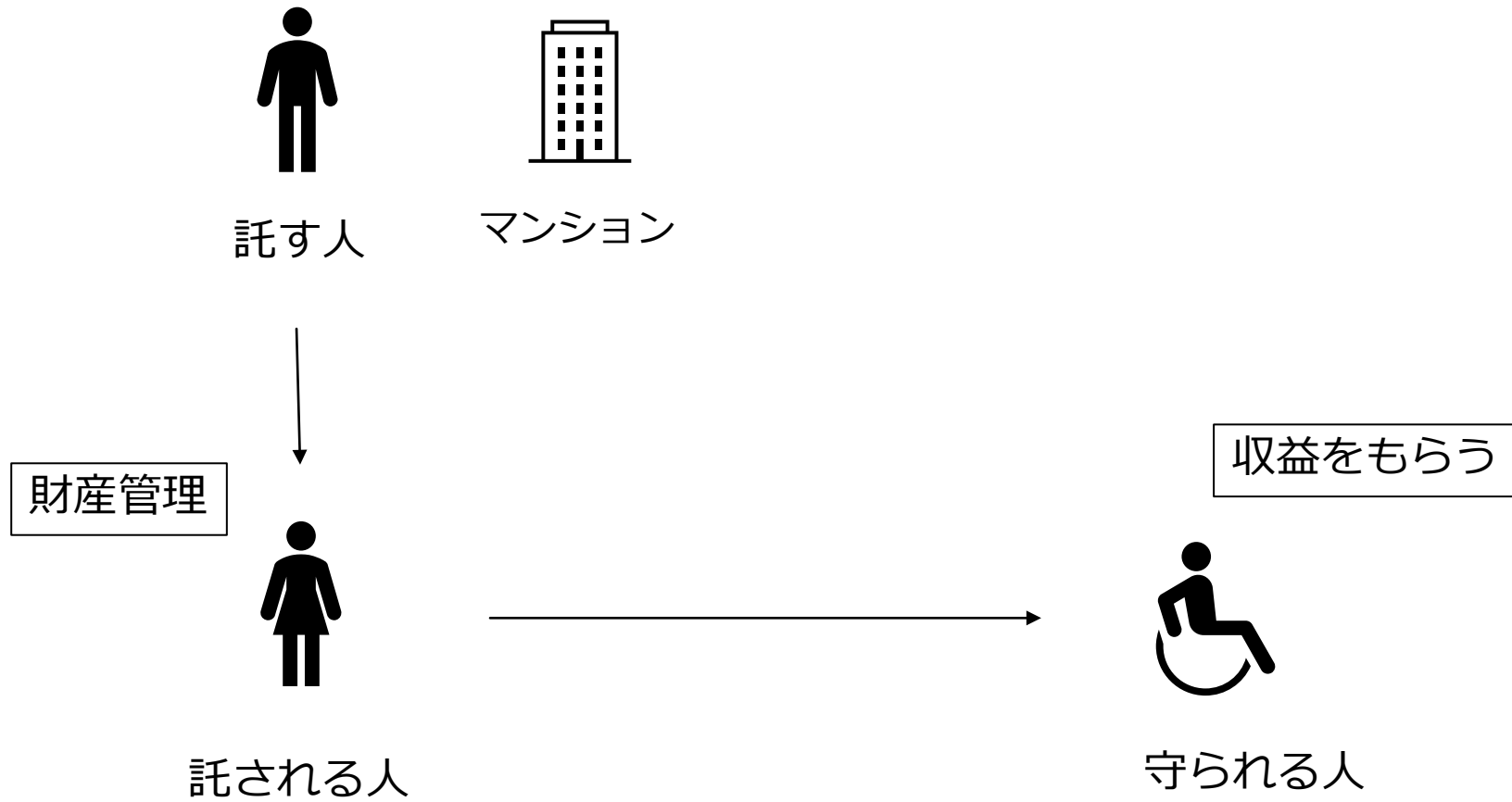
# 公正証書遺言のデメリット

- ① 費用がかかる
- ② 証人が2人必要（利害関係のない人）

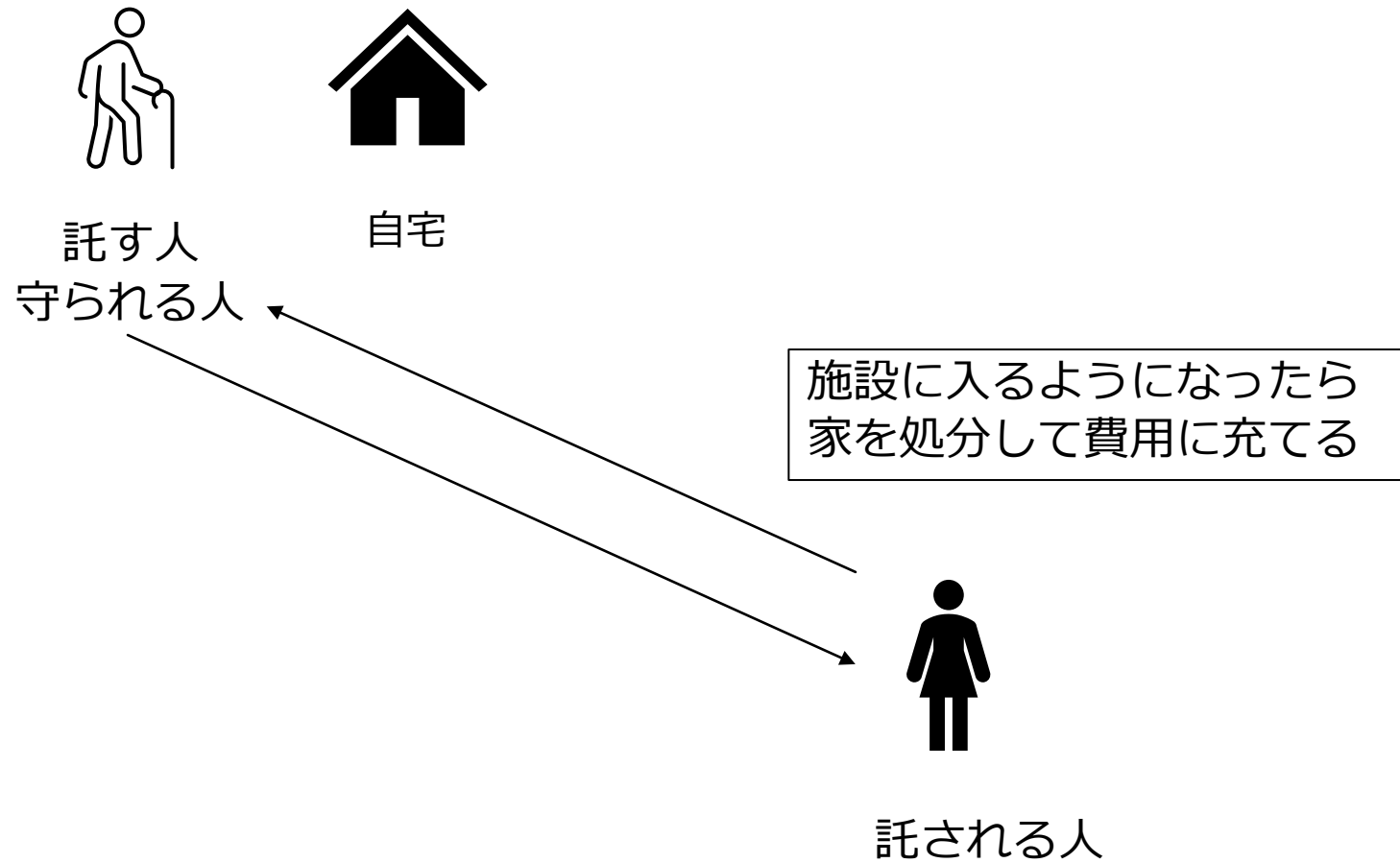
# 遺言の内容について（視点）

- ① 自分たち親が高齢化したときの生活
- ② 親なきあとの子どもたちの生活

# 家族信託



# 家族信託



# 親なきあとに備えるその他の制度

- ▶ 生命保険信託
- ▶ 死後事務委任契約
- ▶ 法定後見制度

# 生命保険信託

- ▶ 生命保険信託 = ①生命保険 + ②信託  
生命保険の受取り人を信託会社等にして  
信託会社にお子さん等に渡し方等を指定

# 生命保険信託が有効なケース

お子さんが親なきあと自立して生活することが  
想定される場合

→分割して月々年金のようにわたすことで自立  
を支援することが可能

→現在お金がなくても保険料として積立て可能

# 死後事務委任契約

自分が亡くなったあとの手続き一式を第三者  
に生前に委託しておく契約

# 相続のよくある質問

- ▶ 相続税はかかりますか  
→ 3 0 0 0 万円 + ( 6 0 0 万円 × 相続人 )  
まではかかりません。

# 相続のよくある質問

- ▶ 預貯金はいつ凍結されますか  
→ 銀行等が名義人の死亡を知るまで凍結されません。
- ▶ 不動産名義変更はいつまでに  
→ 期限はありません  
(ただし、令和6年4月以降、3年以内)

# 相続のよくある質問

- ▶ 相続税はかかりますか  
→ 3 0 0 0 万円 + ( 6 0 0 万円 × 相続人 )  
まではかかりません。

# まとめ

